

保健だより

スタートの季節

令和6年4月8日
香川県立高松南高等学校 保健室



暖かくなり、過ごしやすい季節になりました。いよいよ新年度が始まります。これから始まる1年間の準備はできましたか？新年度の始まりは、新しい自分を発見するチャンスです。心身の健康を大切にして、よいスタートを切りましょう。たくさんの可能性を掘り起こせる1年でありますように！

保健室の利用について

—こんなとき利用してください—

- ☆ 体調がよくないとき
- ☆ けがをしたとき
- ☆ 健康に関する情報を知りたいとき
- ☆ 自分の健康状態をチェックしたいとき
- ☆ 自分の心や身体について悩みや不安があるとき



どうすればよいか一緒に考えていきましょう

学校で病気やけがをしたとき

- (1) 保健室では、基本的な応急処置を行います。
- (2) 体質や副作用などの問題から、原則として内服薬の使用は控えています。必要な場合は、本人にあった薬を持参させてください。
- (3) 保健室での休養は原則として1時間とします。事前に担任の先生や授業担当の先生に連絡しておきましょう。
- (4) けがや病気の程度により医療機関を受診する必要がある場合は、保護者の方に連絡し、病院に連れて行っていただいています。緊急を要する場合や保護者の方に連絡がとれない場合は、学校で対応します。
(生徒の皆さんは、連絡が付きやすい保護者の方の連絡先を聞いておきましょう。)

独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校管理下における生徒の災害について、保護者に対して災害共済給付（医療費の一部、障害見舞金、死亡見舞金の支給）が行われる制度で、本校では全員加入していただいております。

◎ 対象となる学校管理下の範囲

- ・ 授業中、休み時間中、学校行事（遠足、修学旅行など）、登下校中、部活動中等。

◎ 支給の条件

- ・ 申請の期限（災害共済給付を受ける権利）は、その給付事由が生じた日から2年間です。
- ・ 医療費の総額が5,000円以上のもの（健康保険を使って、1,500円以上のもの）
- ・ 同一の災害の負傷での医療費の支給は、初診から最長10年間です。
- ・ 損害賠償を受けた時や他の法令規定による給付等を受けた時、その受けた価額の限度において、給付が行われないことがあります。
- ・ 歯科の自由診療、入院時の差額ベッド代等、健康保険の適用にならない医療費は給付されません。
- ・ 故意によるもの、重大な過失によるものについては給付されないか、減額される場合があります。

◎ 手続き

- ・ 受傷後医療機関を受診した場合は、速やかに担任の先生に申し出た上で、保健室にて申請手続きを行ってください。保健室では所定の用紙を渡しますので、医療機関で記入してもらい、その月の25日までに保健室に提出してください。
- ・ 給付金の支給は、請求後2～3ヶ月後になります。支給された給付金は、25日付で授業料口座に振り込まれます。



健康診断について

- (1) 小学校、中学校で受けたように、高等学校においても学校保健安全法に定められた健康診断を実施します。当日欠席等で受けられなかった場合は、日を改めて受けていただくことになります。
- (2) 健康診断の結果、検査や治療が必要な場合は、その都度お知らせします。速やかに専門機関を受診し、検査結果は担任の先生を通じて保健室までご提出ください。

検査項目	日	程	検査項目	日	程
身体計測	4月10日(水)	1年:4校時 2・3年:5校時	内科検診	4月18日(木) 4月25日(木) 5月9日(木) 5月23日(木) 5月30日(木) このうち1日	全学年 13:20～
尿検査	4月16日(火) 4月26日(金) 5月8日(水) 5月24日(金)	全学年 SHR～1校時までに提出		6月6日(木) 6月13日(木) 6月20日(木) このうち1日	13:30～ 13:30～ 終日
心電図検査	4月15日(月)	1年、R1 8:50～		5月21日(火) 6月10日(月)	1年・有所見者 13:20～
結核検診	4月22日(月)	1年、R1、R2 8:30～11:30 呼び出し		4月24日(水)	1年・有所見者 13:20～
聴力検査	4月11日(木) 4月19日(金)	1年・3年 8:50～12:50	耳鼻科検診		

感染症について

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、おたふくかぜ、水ぼうそう、はしか、風疹等、集団感染の恐れがある感染症は出席停止となります。医療機関を受診し、上記の診断をされた場合は、保護者による証明が必要となりますので、担任の先生を通じて保健室までお知らせください。

学校医・学校歯科医・学校薬剤師の先生方

- ▽ 内科 松岡 信夫 先生 マツオカ医院 高松市一宮町
- ▽ 内科 國重 英治 先生 國重内科・小児科医院 高松市香川町
- ▽ 眼科 谷崎 勅 先生 谷崎眼科医院 高松市円座町
- ▽ 耳鼻科 三谷 知生 先生 さんあいクリニック 高松市松縄町
- ▽ 歯科 金岡 和博 先生 すまいる歯科医院 高松市岡本町
- ▽ 歯科 西 稚子 先生 西クリニック歯科 高松市一宮町
- ▽ 薬剤師 木田 圭祐 先生



希望者は色覚検査を実施しています

色覚に特性のある人は、男性の5%（20人に1人）女性の0.2%（500人に1人）の割合でみられ、40人学級で男女同数なら1クラスに1人いるとされています。色がまったく分からないのではなく、異常の程度やその時の状況によって色が見分けにくいことがあります。日常生活ではほとんど不自由がありません。しかし、色を見誤って周囲から誤解を受けたり、色を使った授業の一部が理解しにくかったりすることがあります。また、就業規制のある職業もあるため、就職・進路選択においても、自分の色の見え方を知っておくことは大変重要です。

保健調査票に色覚検査の実施希望の記入欄がございますので、ご希望の方は記入をお願い致します。また、お子様を通じて申し出ていただいてもかまいません。

お願い

◎保健調査票について

学校における健康管理の大切な資料となります。両面ともにご記入をよろしくお願い致します。緊急時連絡先などに変更・追加等がありましたら、随時ご連絡ください。